

新郷村分別収集計画  
(第10期)

令和4年6月

新郷村



目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5



# 新郷村分別収集計画

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ十和田地域広域事務組合が現有する最終処分場については、焼却灰の再生利用により最終処分量の削減を図って、今後、現状の埋立量で推移すると埋立可能年数は30年前後と推定されているが、可能な限り延命化を図る必要がある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、地域住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られ

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

地域住民・事業者・行政が一体となった容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進し、協働により循環型社会の構築を目指すものである。

収集運搬・中間処理は、十和田地域広域事務組合で行う。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
55 t	54 t	53 t	52 t	50 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、地域住民、行政、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

新郷村では、住民や事業者へごみに関する情報の提供、普及啓発、環境教育の実施等によりごみの減量・リサイクルの取り組みを促進する。

- ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、子ども会活動での段ボール回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、地域住民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での簡易包装を要請するとともに、包装紙の簡素化に取り組んでいる小売店、店頭回収を実施している店舗等の紹介や周知を図る。

- ・販売包装の有料化、買い物袋持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、常会（町内会）を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

再利用可能な製品や詰め替え用品等の積極的な利用を地域住民に呼びかけ、事業者には再生品や詰め替え用品の製造・販売を要請する。

## 7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、地域住民の協力度、十和田地域広域事務組合が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集にかかる分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されている物を除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	7.2 t		7.1 t		6.9 t		6.8 t		6.5 t	
主としてアルミ製の容器	7.0 t		6.9 t		6.8 t		6.7 t		6.5 t	
無色のガラス製容器	(合計) 5.8 t		(合計) 5.7 t		(合計) 5.5 t		(合計) 5.4 t		(合計) 5.2 t	
	(引渡額) 5.8 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 5.7 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 5.5 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 5.4 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 5.2 t	(独自処理量) 0.0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 8.1 t		(合計) 7.9 t		(合計) 7.7 t		(合計) 7.6 t		(合計) 7.4 t	
	(引渡額) 8.1 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 7.9 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 7.7 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 7.6 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 7.4 t	(独自処理量) 0.0 t
その他のガラス製容器	(合計) 6.7 t		(合計) 6.6 t		(合計) 6.5 t		(合計) 6.4 t		(合計) 6.1 t	
	(引渡額) 6.7 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 6.6 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 6.5 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 6.4 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 6.1 t	(独自処理量) 0.0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.1 t		0.1 t		0.1 t		0.1 t		0.1 t	
主として段ボール製の容器	7.9 t		7.7 t		7.6 t		7.5 t		7.3 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1.6 t		(合計) 1.6 t		(合計) 1.5 t		(合計) 1.5 t		(合計) 1.5 t	
	(引渡額) 1.6 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 1.6 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 1.5 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 1.5 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 1.5 t	(独自処理量) 0.0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 4.6 t		(合計) 4.5 t		(合計) 4.4 t		(合計) 4.3 t		(合計) 4.1 t	
	(引渡額) 4.6 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 4.5 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 4.4 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 4.3 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 4.1 t	(独自処理量) 0.0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 5.3 t		(合計) 5.2 t		(合計) 5.1 t		(合計) 5.0 t		(合計) 4.8 t	
	(引渡額) 5.3 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 5.2 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 5.1 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 5.0 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 4.8 t	(独自処理量) 0.0 t
うち白色トレイ	(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t	
	(引渡額) 0.0 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡額) 0.0 t	(独自処理量) 0.0 t

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{令和3年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率} + \alpha$$

$\alpha$  : 令和3年度の実績を考慮しての補正

また、人口変動率は、平成30年度から令和3年度までの3月末日時点の新郷村の人口を基に、コーホート要因法により令和4年度から令和9年度までの人口を推計し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
2,147 人 (対令和3年度の 人口変動率) 94.5%	2,087 人 (対令和3年度の 人口変動率) 91.9%	2,027 人 (対令和3年度の 人口変動率) 89.2%	1,967 人 (対令和3年度の 人口変動率) 86.6%	1,907 人 (対令和3年度の 人口変動率) 83.9%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の分別収集の実施にあたり、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、子ども会及び常会（町内会）等による集団回収が進んでいる紙類等については、引き続き分別収集を優先的に実施できるように支援する。

収集・運搬・選別・保管等の段階の実施者について下表に示す。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等 の段階
スチール製容器 アルミ製容器	缶	委託業者による指定 日回収	再生業者の事業場で 選別・保管
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん	委託業者による指定 日回収	組合の施設で選別・ 保管
飲料用紙製容器 段ボール製容器 上記以外の紙製容器包装	紙パック 段ボール 紙製容器包装	委託業者による指定 日回収	委託再生業者の事業 場で選別・保管
飲料、しょうゆ等のPET製容器 上記以外のプラスチック製容器包 装	ペットボトル プラスチック製容器包 装	委託業者による指定 日回収	委託再生業者の事業 場で選別・保管



## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面、容器包装廃棄物の缶については、再生事業者の事業場で選別・圧縮・保管する。  
また、ガラスびんについては、十和田地域広域事務組合のストックヤードで選別し、保管する。

ペットボトル・プラスチック製容器包装及び紙製容器包装は、委託再生事業者の事業場で圧縮・梱包保管する。

分別収集の用に供する施設計画を下表に示す。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	排出方法	収集車	中間処理・保管施設
スチール製容器	缶	指定袋	パッカー車	再生事業者の事業場で選別・圧縮・保管
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ガラスびん	指定袋	パッカー車	手選別 3色分別 (ストックヤード)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで十文字に縛る	パッカー車 平ボディ車	委託再生事業者の事業場で選別・圧縮・保管
段ボール製容器	段ボール			
上記以外の紙製容器包装	紙製容器包装	指定袋	パッカー車	
飲料、しょうゆ等のPET製容器	ペットボトル	指定袋	パッカー車	委託再生事業者の事業場で選別・圧縮・保管
上記以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・地域住民や事業者の分別意識の向上を推進するため、十和田地域広域事務組合の分別状況に関する情報を基に、分別に関する定期的な説明会や広報紙への掲載を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認・記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- ・容器包装リサイクル制度による温室効果ガスの削減等の環境負荷低減効果を算定し、その結果を公表する。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。

